

特定（介護予防）福祉用具購入費の支給申請のご案内

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県の指定を受けた販売事業者から入浴や排泄等に用いる福祉用具を購入したときは、市区町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されます。

○対象となる福祉用具（6種目） < 詳細は **別紙** をご覧ください >

- (1) 腰掛便座 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
洋式便器の上に置いて高さを補うもの
電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に
補助できる機能を有しているもの
便座、バケツ等からなり、移動可能である便器

腰掛便座の ~ については
(必要性が認められない限り)
洗浄機能のついたものは
対象外です。

- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

- (3) 排泄予測支援機器(令和4年4月購入分から)

- (4) 入浴補助用具 入浴用いす 浴槽用手すり 浴槽内いす 入浴台
 浴室内すのこ 浴槽内すのこ 入浴用介助ベルト

- (5) 簡易浴槽

- (6) 移動用リフトのつり具の部分

○支給限度額

要介護度にかかわらず、年度ごと(4月1日から翌年3月31日)に10万円まで。消費税を含む購入費用(送料・取付費は対象外)の1～3割は自己負担です(10万円を超えた分は全額自己負担)。

領収書の日付(購入日)で支給限度額管理されます。

○支給方法

介護保険での福祉用具購入費の支給は、いったん購入費用の全額を販売事業者支払い、その後江戸川区に申請することにより支給を受ける「償還払」が原則です。

ただし、販売事業者が江戸川区に受領委任払取扱事業者の登録をしている場合は、初めから自己負担分(1～3割)を販売事業者支払い、残りの保険給付分は区が直接販売事業者を支払う「受領委任払」を利用することができます。

介護保険被保険者証に給付額減額の記載がある方、購入日時点、要介護認定の申請中(新規申請や区分変更など)で要介護度が決定していない方は「受領委任払」は利用できません。

受領委任払取扱事業者登録名簿は、江戸川区介護保険課ホームページにて公開しています。

○申請までの流れ

- (1) 相談 担当のケアマネジャーに福祉用具の購入について相談する。
担当のケアマネジャーがいない方は、熟年相談室(地域包括支援センター)へ相談する。
- (2) 購入 都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談し、購入する。
 「受領委任払」を利用する場合は、受領委任払取扱事業者として江戸川区に登録のある福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談し、購入する。
 都道府県から指定を受けていない福祉用具販売事業者で購入した福祉用具は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
 また、指定を受けた事業者でも、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識

に基づく助言を直接受けることができない「通信販売」「インターネット販売」等での購入は支給の対象になりませんのでご注意ください。

(3) 申請 必要書類をそろえて介護保険課給付係もしくは郵送にてご申請ください。

○申請に必要な書類

特定(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

ケアマネジャー(いない方は、福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員)の記入が必要です。

被保険者名、購入年月日、販売事業者名が記載されている領収書(原本)

領収書(原本)の返却を希望される方は領収書のコピーも添付してください。申請時に領収書(原本)を確認のうえ返却します。(郵送で申請される場合は返信用封筒も同封してください。)

購入した福祉用具の商品名、製造事業者名、金額等が記載されているパンフレット等(コピー可)

介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する同意書(第7号様式)【受領委任払を利用した場合のみ】
委任状【ご本人以外(ご家族)の口座を指定する場合】

申立書【申請時に被保険者本人がお亡くなりになっていて相続人が申請する場合】

排泄予測支援機器については以下の書類も必要です。

1. 医学的な所見が分かる書類(次のうちいずれか1つ)

(1) 介護認定審査における主治医の意見書

(2) サービス担当者会議等における医師の所見

(3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

(4) 個別に取得した医師の診断書 等

2. 排泄予測支援機器 確認調書

○留意事項

□ 福祉用具購入費は、申請を受付してから1ヶ月半ほどで指定口座に振り込まれます。
なお、振込の際は別途支給決定通知書を送付いたします。

□ 原則として、同一の種目を既に購入している場合は、支給の対象になりません。

ただし、次の場合で区が必要と認める場合は支給の対象となります。購入前にお問い合わせください。

- ・既に購入した福祉用具が破損した場合
- ・介護の必要の程度が著しく高くなった場合
- ・その他特別な事情がある場合

□ 新規認定(区分変更)申請中に購入することはできますが、福祉用具購入費の申請は認定結果が出てからです。認定結果が「非該当」の場合は給付の対象になりません。

□ 原則、入院(入所)中に購入した場合は給付の対象になりません。
外泊は退院・退所とはみなしません。

○申請窓口・お問い合わせ

江戸川区中央1-4-1江戸川区役所 介護保険課給付係 電話 03-5662-0309(直通)

**** 支給の対象となる特定（介護予防）福祉用具 ****

・厚生労働大臣が定める 6 つの福祉用具は次のとおり

（H11.3.31 厚生省告示第 94 号、H12.1.31 老企 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）

洋式便器の上に置いて高さを補うもの。

電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。

便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

入浴用介助ベルト

身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。）

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

複合的機能を有する福祉用具について

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

商品名が前記の種目であっても、目的・形状が異なるものは対象外です。

〔対象外の例〕

商品名「〇〇入浴台」・・・四足で浴槽の横に置いて使用するもの

〃 「浴槽内いす」・・・浴槽をまたぐ踏み台として使用する場合